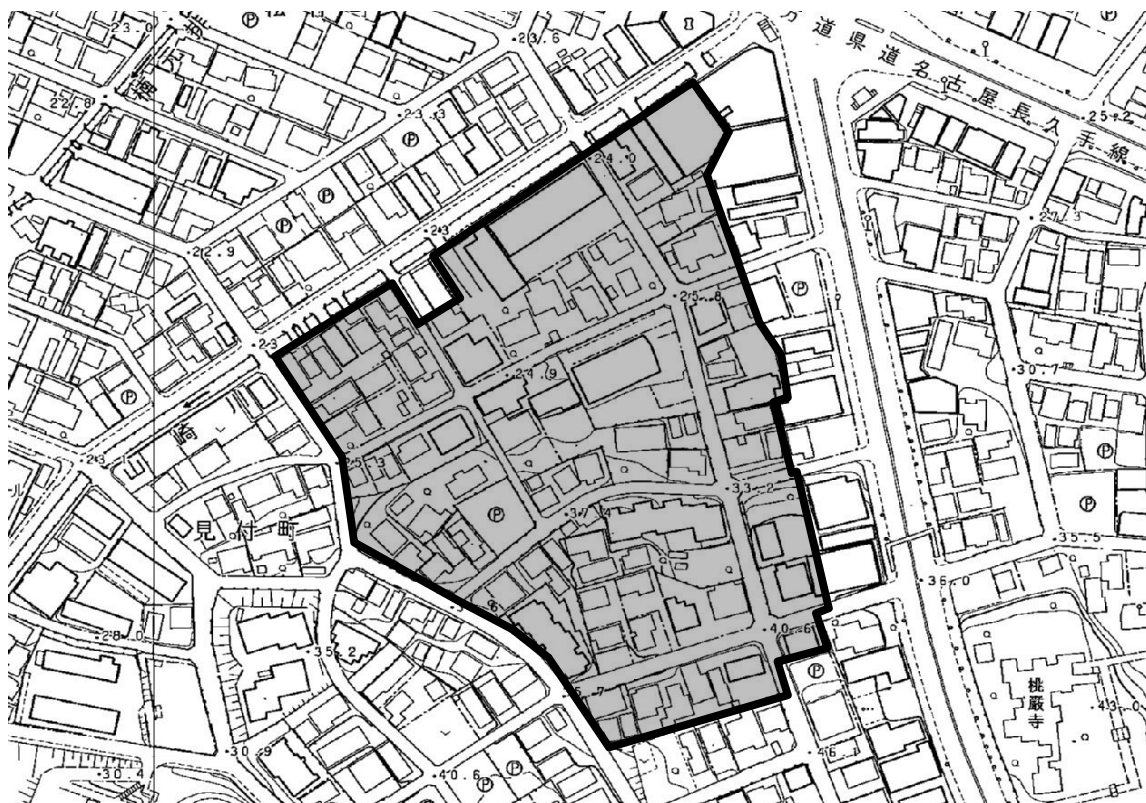


見附第一町内

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 千種区見附町1丁目、千種区稲舟通1丁目

【最初の認可】 平成12年9月28日 【最近の認可年月日】 令和元年6月21日 【認可番号】 31指令住建指第44号

【有効期間】 令和元年6月21日 より 10 年間

【用途地域】 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域

【制限の概要】

- 1 建築物の高さは、第1種中高層住居専用地域内は12m以下、第1種住居地域・近隣商業地域内は20m以下とする。
- 2 次の用途の建築物の建築及びそれらへの用途変更を禁止する。
 - ①風俗営業及び店舗型風俗特殊営業の用途に供するもの
 - ②酒類を提供する飲食店(主食を主に提供するものは除く)又はゲーム機を設置する喫茶店
 - ③午後10時から翌朝午前5時の間に営業する飲食店、喫茶店又は物品販売業を営む店舗
- 3 共同住宅を建築する場合は、次の各号に掲げるものとする。
 - ①住戸数が5以上の場合、住戸数の80%以上の駐車場を確保する。
 - ②住戸数が10以上の場合、敷地内にゴミ集積所を設ける。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。